

# 電子帳簿保存制度が始まりました

税理士法人 土屋会計事務所  
税理士 土屋尚子

令和4年1月1日から「改正電子帳簿保存法」が施行され、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）については、オリジナルデータの保存が義務化されました。

これは、インターネットショッピングサイトでの購入も該当するので、ショッピングサイトの領収書等がWeb上で表示される場合は、その領収書等を電子的に保存しなければ、法人税法上・所得税法上の証拠書類として認められないということになります。

更に、令和5年10月から導入される「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」についても、領収書等の発行や受領に関する事柄を具体的に検討しておかなければならないことが多数あります。

しかし、電子帳簿保存法やインボイス制度について事細かくお伝えしてもかえって混乱してしまうかもしれませんので、まず事業所においてどれだけの電子取引が存在するのかを確認していただくことがスタートです。

事業者の中には「取引のすべてを紙ベースでやり取りしている。」と勘違いされている方もいらっしゃるのではないかと思いますので、次のチェック項目を確認してみてください。

## ※電子取引チェック項目※

- |                                  |                                       |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| ① 電子メールで請求書や領収書を送受信している          | ⑦ 電子請求書や電子領収書を受領している                  |
| ② アマゾン等のインターネットサイトで物品購入している      | ⑧ 複合機でFAXを電磁的に受け取って紙を出力していない          |
| ③ 公共料金の請求内容は紙ではなく、インターネットで確認している | ⑨ 請求書や領収書等のデータをDVDやフラッシュメモリで受領している    |
| ④ クレジットカードの利用明細をインターネットで入手している   | ⑩ 大手メーカーとの取引に専用のシステムを(EDIシステム)を利用している |
| ⑤ 電子マネーの電子決済サービスを利用している          | ⑪ 運送会社の請求データをネットで入手している               |
| ⑥ 従業員がネットで購入した旅費を立替払いで精算している     |                                       |

以上11項目を挙げましたがいかがでしたか。電子帳簿保存法は関係ないと思われていた事業所も必ず1～3項目くらいは、当てはまったのではないのでしょうか。

この制度は1月1日から既に始まっていますが、今からでもまだ間に合います。もう一度、事業所のすべての取引を見直してみてください。

なお、この制度への準備期間が足りないことから、実施延長等の柔軟な対応を望む声があがっており、令和4年度税制改正大綱で見直される可能性が出ていますが、いずれにしても電子帳簿保存法は始まっていますので、事業所の事務の効率化のために進めてください。

詳しくは国税庁のHPに「電子帳簿保存法一問一答」等が掲載されていますので参考にしてください。

(株)TKC出版「電子取引・インボイス対応ワークブックVol.1」参照

